

2021年7月16日(第5号)

台湾弁護士 吳 曉青 日本弁護士 中川 裕茂
台湾弁護士 鄭 宇恬 日本弁護士 若林 耕

Contents

1. 台湾法令アップデート
 - ・「伝染病の深刻な流行期における司法手続に関する特別条例」の制定
 - ・「新型コロナウイルス感染症対策における株式公開発行会社の株主総会の開催延期に関連する措置」の修正
 - ・「新型コロナウイルス感染症の流行による会社登記手続きの遅延」に関する通達
 - ・「外国専門人材招聘雇用法」の改正
2. 台湾法 Q&A－新型コロナウイルスの感染拡大下における上場会社の株主総会の開催
3. 今後の関連セミナー等の情報

1. 台湾法令アップデート

<新型コロナウイルス感染症関連>

「伝染病の深刻な流行期における司法手続に関する特別条例」の制定

〔ポイント〕本法は、「伝染病の深刻な流行期」において、司法手続の有効な進行を維持し、当事者の迅速かつ公平な裁判を受ける権利を保障し、関係者の健康と安全を保護することを目的としている。本法により、「伝染病の深刻な流行期」において、裁判所は公開審理の原則の下で、①法廷の席次・傍聴などに関する特別措置、②管轄地域外での臨時開廷、および③音声および映像を送信可能なテクノロジー設備による判決の言い渡しを実施することが可能になった。また、①刑事・少年事件、②民事・家事事件、および③行政・公務員懲戒事件などについて、一定の要件を満たした場合、音声および映像を送信可能なテクノロジー設備による手続きの進行、電子設備による文書の提出、手続きの進行に重大な困難が生じた場合の一時停止などの特別規定が定められている。

なお、本法の適用要件とされる「伝染病の深刻な流行期」とは、「中央伝染病コマンドセンターが台湾のいかなる地区に対し、新型コロナウイルス感染症の警戒レベル 3 以上を指定した期間」を指し、施行地区は「台湾全域」とされている。

(2021 年 6 月 25 日に公布、施行。施行期間は 2023 年 6 月 30 日までとされているが、施行期間満了後、立法院の同意を経て延長することが可能。)

〔原文〕 [傳染病流行疫情嚴重期間司法程序特別條例・司法院 2021 年 6 月 25 日院台廳刑一字第 1100018645 號（行政院 2021 年 6 月 25 日院臺法字第 1100090089 號）](#)

「新型コロナウイルス感染症対策における株式公開発行会社の株主総会の開催延期に関連する措置」の修正

〔ポイント〕金融監督管理委員会は、2021 年 5 月 20 日に公表した上場会社など株式公開発行会社の株主総会の開催延期の関連措置を修正した。主なポイントは、①一定の要件を満たした会社は 8 月 16 日から 8 月 31 日までの間に、物理的に開催される株主総会の補助としてテレビ会議を用いることが可能となったこと、②延期後の招集通知を上場会社等情報開示サイトで公表することで足りること（紙面での再度郵送は不要）、および③株主総会会場の人数制限（各室内では 20 人まで、各室外では 40 人までとされる）である。

(2021 年 6 月 29 日に公布、発効)

〔原文〕 [金融監督管理委員會 2021 年 6 月 29 日金管證交字第 1100362665 號](#)

「新型コロナウイルス感染症の流行による会社登記手続きの遅延」に関する通達

〔ポイント〕会社登記当局である經濟部は、会社が新型コロナウイルス感染症の影響を受け、設立または登記事項の変更について、法定期限（事実発生後 15 日以内）内に登記を行うことができなかった場合、「申請人の責に帰すべきでない事由」に属するものとして、法定期限遅れの登記懈怠に該当せず、行政罰は課されないとの見解を示している。また、登記手続の法定期限が新型コロナウイルス感染症の警戒レベル 3 の期間内に到来する場合、レベル 3 が解除された日から 10 日以内まで延長するとしている。

(2021 年 6 月 29 日に公布、発効)

〔原文〕 [經濟部 2021 年 6 月 29 日經商字第 11002418260 號](#)

<労務>

「外国専門人材招聘雇用法」の改正

[ポイント]本改正のポイントは、外国特定専門人材の指定分野の拡大、外国専門人材と外国特定専門人材の居留査証、永住申請の条件の緩和、外国特定専門人材の租税優遇期間の延長(3年から5年になった)などである。

(2021年7月7日に公布、施行日は行政院が別途定める)

[原文] 外國專業人才延攬及僱用法

2. 台湾法 Q&A—新型コロナウイルスの感染拡大下における上場会社の株主総会の開催

台湾弁護士 吳 曉青

Q1 今年(2021年)6月末までに開催が予定された台湾の上場会社等の定時株主総会は7月1日から8月まで延期されると聞きましたが、開催延期の詳細および特別な規定を教えてください。

回答

上場会社等株式公開発行会社¹の管轄当局である金融監督管理委員会(TFSC)は、2021年5月20日に、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に応じて、6月末までに開催予定であった上場会社等の定時株主総会について、7月1日から8月31日まで延期するよう要請し、「新型コロナウイルス感染症対策における株式公開発行会社の株主総会の開催延期に関連する措置」(以下「開催延期措置」といいます。)を定めています(金管証交字第11003621371号通達)。

TFSCは6月29日に、さらに開催延期措置を修正しました(金管証交字第1100362665号通達)²。これを受けて、上場会社等の株主総会の電子投票システムを管理する台湾集中保管結算所(TDCC)が「警戒レベル3における株主総会の招集に関する防疫対策ガイドライン」および「株主総会の開催延期に関するQ&A」をアップデートしております³。

また、台湾証券取引所(TWSE)およびタイペイエクステンジ(TPEX)は「新型コロナウイルス感染症対策における上場会社の株主総会の開催延期の注意事項に関するQ&A」をそれぞれアップデートしております⁴。

これら上場会社等の株主総会の開催延期に関する規制の概要を以下のとおりまとめます。

1. 物理的開催の補助としてのテレビ会議の容認

(1) テレビ会議の開催方法

台湾会社法によれば、上場会社等の株主総会について、テレビ会議による開催を認めておりませ

¹ 台湾法における「株式公開発行会社(中国語「公開發行公司」)」とは、会社の定款で、台湾証券取引法に基づき不特定の第三者に対し株式を発行できる旨を定める株式会社をいいます。上場会社、店頭登録会社等は「株式公開発行会社」に属しますが、上場しない株式公開発行会社も存在します。

² 同通達の中国語全文は下記リンクをご参照ください。

https://www.fsc.gov.tw/ch/home.jsp?id=97&parentpath=0,2&mcustomize=multimessage_view.jsp&dataserio=202107070003&dttable=NewsLaw&aplistdn=ou=newlaw,ou=chlaw,ou=ap_root,o=fsc,c=tw

³ TDCCの各関連公表事項は下記リンクをご参照ください。

(TDCC) <https://www.tdcc.com.tw/portal/zh/page/show/40289796782a4190017a56f557fe0116>

⁴ TWSEおよびTPEXの各関連公表事項は下記リンクをご参照ください。

(TWSE) <https://www.twse.com.tw/zh/page/listed/delay.html>

(TPEX) https://www.tpex.org.tw/storage/about_otc_news/2021/meeting.htm

ん⁵。開催延期措置によれば、今年の上場会社等の株主総会の開催は、物理的な場所での開催が必要であることを維持しながら、一定の要件を満たした会社について、物理的開催の補助として、以下の方法を踏まえてテレビ会議を用いることが容認されるようになりました。

- ① テレビ会議に参加する株主は、会社に対して、事前に登録し、臨時動議・修正議案の提出および議決権行使の権利、物理的に開催される株主総会に出席する権利を放棄することに同意する。
- ② TDCC の定めるガイドラインに基づき、TDCC の提供するプラットフォームでテレビ会議を行う。
- ③ 電子投票制度を利用して議決権を行使した株主は、テレビ会議に参加することができない。

(2) テレビ会議の補助方法を利用可能な会社

下記の条件を満たした会社のみがテレビ会議の補助方法を利用できます。

- ① 株主総会で董事・監査役の選任議案がないこと、または、董事・監査役の選任議案はあるが、その候補者数は当選者数を超えないこと
- ② 株主総会で董事・監査役の解任議案がないこと
- ③ 非上場会社などは、株式事務代行機関に委託する業務に限定されること

(3) テレビ会議の補助方法を採用する株主総会の開催期間

TFSC はテレビ会議用プラットフォームの準備などを考慮して、テレビ会議の補助方法を採用する株主総会について、8月16日から同月31日までの間に開催するよう定めています。

2. 招集通知の通知期限および方法

通常開催日の30日前に郵送で送付する定時株主総会の招集通知について、開催日の15日前までに、開催日時、場所および方法などの情報を台湾の上場会社等情報開示サイト(MOPS)⁶での公表を行えば足りるとされ、再度はがきや紙面の招集通知を郵送する必要はありません。

また、延期された株主総会の開催日時、場所および方法は董事会の決議をもって決める必要があります。

3. 会場の収容人数

開催延期措置によれば、物理的に開催される株主総会の各会場の収容人数について、室内では20人、室外では40人を超えてはならないとされています。

4. 開催延期に関する各法定期限のスケジュール

定時株主総会の開催前の各法定期限は延期前の開催日を基準としているので、開催延期により影響はありません。TDCC が公表した各法定期限のスケジュールは以下のとおりです(一部抜粋)⁷。

⁵ 台湾会社の株主総会の開催時期、方法について、本ニュースレター2021年6月18日付け第4号をご参照ください。

https://www.amt-law.com/asset/pdf/bulletins7_pdf/TW_210618.pdf

⁶ <https://mops.twse.com.tw/mops/web/index>

⁷ TDCC「株主総会の開催延期に関する Q&A」Q15

(1) 延期前の予定開催日(「T Day」)

日付	法定期限
T-59	株主名簿の名義書換えの停止期間の開始
T-40	董事・監査役の候補者リストの公表
T-30	招集通知などの発送および MOPS 上の開示 電子投票開始日
T-21	アジェンダおよび参考資料を MOPS 上で開示する
T-15	アジェンダおよび参考資料を会社で備え置く
T-6	委任状を会社へ送達する期限
T-3	委任状の撤回の最終日 電子投票の最終日
T-1	電子投票の情報開示
T	延期前の予定開催日

(2) 延期後の新たな開催日(「T* Day」)

日付	法定期限
T*-(15+N)	董事会を開催し、株主総会の開催日時及び場所を決定する
T*-15	MOPS で開催日時、場所および方法を開示する
T*	株主総会開催
T*+20	MOPS で議事録を開示する

以上

3. 今後の関連セミナー等の情報

◆当事務所のパートナー、中川裕茂弁護士が国際取引セミナーに登壇いたします。

「米中情勢を踏まえた中国企業との取引～日本企業の経済安全保障的法務～」

日時:2021年7月20日(火)14:00～15:30

会場:WEB配信

運営:(主催)JCAA / (後援)日本貿易振興機構(ジェトロ)

<https://www.jcaa.or.jp/seminar/seminar.php?mode=show&seq=71&>

◆AMT グレーターチャイナセミナー

当事務所では、中国メインランド、香港、台湾について、各専門家が各分野のトピックについて解説を行うシリーズ講座(オンラインセミナー)を開催しております。今後数回の予定は次の通りです。具体的なテーマ及び日程には変更が生じる可能性がありますので、正確な情報は直近のメールでのご案内をご覧ください。なお、本セミナーは本ニュースレターの受信を頂いている皆様方を中心にご案内させていただいております。

➤ 第8回(中国メインランド): 2021年8月予定

「外資企業の中国進出及び中国における合弁経営展開にかかる実務的検討～外商投資法施行後の影響を踏まえて～」

講師:アソシエイト弁護士 尾関 麻帆

上海オフィス顧問 銭 一帆

-
- 本台湾ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。

 - 本台湾ニュースレターの編集担当者は、以下のとおりです。
台湾弁護士 呉 曉青 (wu.hsiaoching@amt-law.com)
台湾弁護士 鄭 宇恬 (cheng.yutien@amt-law.com)
日本及びニューヨーク州弁護士 中川 裕茂 (hiroshige.nakagawa@amt-law.com)
日本弁護士 若林 耕 (ko.wakabayashi@amt-law.com)

 - 台湾ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、[お問い合わせ](#)にてお手続き下さいますようお願いいたします。

 - 台湾ニュースレターのバックナンバーは、[こちら](#)にてご覧いただけます。